

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

整理番号	187	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	187)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

登録有形文化財(建造物)における「維持の措置」に該当する範囲の明確化

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、今治市、八幡浜市、西条市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

登録有形文化財(建造物)における修理において、現状変更にあたらない「維持の措置」に該当する範囲を文化庁の方で明確に規定する。

具体的な支障事例

登録有形文化財の修理において現状変更の届出が必要となる基準が曖昧で困っている。文化庁が発行している『登録有形文化財(建造物)の手引2 登録後の各種届出』5、6ページには「維持の措置」の範囲内であれば届出不要、超えるようであれば届出必要という区別がなされており、文字だけでなくイラストでも説明されている。市町の文化財部局の担当者から、この修理は「維持の措置」に当たるのか文化庁に問い合わせしてほしい、という問い合わせがしばしば寄せられ、都度文化庁に問い合わせている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「維持の措置」に該当する範囲や事例などを文化庁の方で明確に規定することにより、今後所有者から修理について問い合わせがあった際に県を通じて文化庁に都度問い合わせる必要がなくなる。「維持の措置」に該当する範囲や事例などを文化庁の方で明確に規定することにより、所有者の方で現状変更にあたる修理かどうか判断できることが増えることにより、行政の効率化が期待できる。

根拠法令等

文化財保護法第 64 条、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書に関する規則第 17 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、長野県

○当該基準は文化庁が発行している『登録有形文化財(建造物)の手引2 登録後の各種届出』に原則は示さ

れているが、曖昧なところがあるため、事案が発生する都度、念のため県担当部局を通じて文化庁に問い合わせている。

各府省からの第1次回答

登録有形文化財建造物における現状変更のうち、「維持の措置」については、「登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）」第17条において、その範囲を規定するとともに、以下手引き等において、図等も用いつつ可能な限り具体的な事例を示しているところではあるが、いただいたご意見を踏まえ、引き続き手引き等の内容の周知に努めるとともに、ご不明点については各都道府県を通じてお問い合わせをいただきたい。

○登録有形文化財（建造物）の手引き2 登録後の各種届出

・「維持の措置」としては次のような場合が該当するものとされています（登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第17条）。

以下の「維持の措置」の場合は、現状変更の届出は不要です。

①登録有形文化財建造物の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く。）

※内装に限定される模様替え、修繕は、その規模、内容にかかわらず、「維持の措置」に該当します。また、外装についても、屋根の葺き替えや壁の塗り直しなど形質・色彩を変更しない行為は、その規模にかかわらず「維持の措置」に該当します。

②登録有形文化財建造物がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、所有者から現状変更に関する問い合わせがあった際には、原則手引きを参考に市町や県で判断しており、判断に迷う場合のみ文化庁に問い合わせている。「登録有形文化財（建造物）の手引き2」の5、6ページに、「維持の措置」に関する記載があり、イラストなどでも図示されており、文化財行政の担当者でもある程度判断できるものである。

ただ、登録有形文化財には様々な構造形式のものがあり、現在示されているイラスト一枚だけでは視覚的に判断しにくいところではある。例えば、塀や門などの工作物、石垣や橋梁などの土木構造物などについても具体的なイラストや写真等による事例を手引きに追加して頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

「登録有形文化財（建造物）の手引き2」の5、6ページ「維持の措置」について、新しくイラスト等を追加し内容の充実を図る。具体的な内容については、自治体とも相談しながら検討を進める。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【文部科学省】

（7）文化財保護法（昭25法214）

登録有形文化財建造物の現状変更（64条）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「登録有形文化財（建造物）の手引き2（登録後の各種届出）」（令3文部科学省文化庁文化財第二課）を改定し、現状変更にあたる「維持の措置」（同条）に該当するか否かを判断するに当たって参考となる事例を充実した上で、地方公共団体に令和7年中に改めて通知する。